

令和8年度 東村山市立秋津小学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 制定

平成27年以降、毎年4月1日一部改定

令和2年4月1日 一部改訂

令和3年4月1日 一部改訂

令和5年4月1日 一部改訂

令和6年4月1日 一部改訂

令和7年4月1日 一部改訂

令和8年4月1日 一部改訂

1 基本的な考え方

いじめは、子供の人権を侵害する絶対に許されない行為である。いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応・早期解決を基本とした次のような取組を講じていく。

いじめ防止の取組を推進するにあたっては、全ての児童を対象に、多様性を認め他者を尊重する人権教育を基盤とする。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

<いじめに関する子供たちの理解を深める>

子供たちがいじめについて深く考え理解する取組として、特別の教科道德の授業や代表委員会による主体的な取組への支援を通じて、子供たち自身がいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す。

<いじめられた子供を守る>

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

<子供たちの取組を支える>

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発言を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

<学校一丸となって取り組む>

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、複数の教職員の協力を得るなどして、学校全体による組織的な対応を行う。

<社会総がかりで取り組む>

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

- ・校長、副校長、校務主任、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、専科主任
青葉学級主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- その他校長が必要と認める者（保護者等）

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

- ・全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携・協力する。
- ・学級担任は、全ての段階の各取組について、学級経営の責任者であるという立場の重要性を明確に認識し、積極的・能動的な態度で当たる。
- ・管理職は、全ての取組における最終責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場であることを認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。

(3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

	「いじめ対策委員会」の取組	その他、全職員での取組
1 学 期	【4月】 年間計画提示 いじめに関する校内研修（「いじめ」 「重大事態」の定義、「学校いじめ防 止基本方針」について） 【5月】 巡回相談の内容検討 【6月】 いじめに関する授業実施 児童会活動による取組への支援 「いじめ実態調査」の実施・分析・ 活用 【7月】 1学期の取組の反省と2学期以降の 取組の検討	【4月】 ・学校のいじめ問題行動に 対する方針、いじめ防止 基本方針の保護者への説 明（保護者会時 学校長） 【5月、6月、7月】 SC、5年生全員面接 【適宜】 スクールカウンセラー来 校時に相談に挙げた児 童の担任への情報提供

2 学 期	<p>【10月】人権週間の取組内容の検討 情報モラル教室</p> <p>【11月】巡回相談の内容検討 いじめに関する校内研修・いじめに関する授業実施 児童会活動による取組への支援 「いじめ実態調査」の実施・分析・活用</p> <p>【12月】2学期の取組の反省と3学期の取組の修正、確認</p>	<p>【9月】夏休み中の児童の様子について情報交換（職員会議）</p>
3 学 期	<p>【1月】巡回相談の内容検討</p> <p>【2月】いじめに関する校内研修・いじめに関する授業実施 児童会活動による取組への支援 「いじめ実態調査」の実施・分析・活用</p> <p>1年間の取組の振り返りと秋津小学校学校いじめ防止基本方針の見直し</p>	<p>【1月】冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週1回の生活指導夕会で児童についての情報交換 ・月1回の生活指導部会で情報交換 ・児童の振り返り（学級活動、適宜） ・「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議等の開催 【年間3回程度、長期休業前等】 ・学校だよりや保護者会等の積極的活用【年間2回程度】 ・いじめ防止対応フローを活用した定期的な振り返り 	

(4)「学校サポートチーム」の構成（役職等）

- ・いじめ対策委員会委員長、スクールカウンセラー、巡回相談員、市教育相談員、子ども家庭支援センター・民生委員・校長・副校長・PTA役員

(5)「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・校内のいじめ対策委員会と連携し、児童の健全育成の一層の充実を図る。
- ・重大事態が発生した場合、いじめ事案の関係者と直接の人間関係、又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員により、調査を行う。

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1)未然防止のための取組

- ・道徳教育、人権教育の見直しと指導の徹底を図り、教育活動の重要課題とする。教育活動全体をとおして、自己肯定感を高め、自尊感情を育む指導を重視する。

- ・児童同士が話し合い、合意形成や自己決定ができる場を日常的に設定し、多様性や互いの良さを認め合える態度を育成する。
- ・特別の教科道徳の時間や学級活動等において「いじめに関する授業」を行うことで、現実的ないじめや実際的な対応について学び合う。また、いじめ防止についての授業を年間3回以上実施する。
- ・自殺防止（SOS の出し方）に関する指導を、第6学年で行う。
- ・全校の生活規律の共通化を図る。
- ・「認める」「ほめる」「励ます」「助言する」を適切に行い、「言われてうれしい言葉」を使い合い、「小さな成功体験」の積み重ねを重視する。
- ・全職員で『分かる授業づくり』『学び合いのある授業』を推進することで、子供たちの自己肯定感を高めたり、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成したりする。
- ・いじめ撲滅に向けた主体的な児童会活動を支援する。
- ・「学校いじめ対策委員会」「学校サポートチーム」を校務分掌に位置付け、子供たちの健全育成の一層の充実を図る。
- ・学校評価により検証と方針や方法の見直しを定期的に行う。

（2）早期発見のための取組

- ・出席確認時の観察 ・いじめ発見チェックシートの活用
- ・児童アンケートの実施（年間3回 5年間保存） 聞き取り調査（5年間保存）
- ・児童館や学童クラブ等との情報共有
- ・教育相談担当教諭とスクールカウンセラーによる全員面接（5年生からの聞き取り調査等）
- ・担任と児童との2者面談の実施（年間3回程度）
- ・いじめの認知については、「この子供は苦痛に感じているのではないか」という視点から判断し、「いじめ防止・対応フロー」に沿って、報告・対応をしていく。
- ・生活指導主任による「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- ・週1回の生活指導夕会において、いじめにつながる事案の報告・相談
- ・いじめ事案について、児童の実態や指導の経過などの情報を電子ファイルで入力し、校内で共有する。
- ・学年主任を中心として、学年だよりや保護者会等の積極的な活用
（事実報告にとどまらず、いじめについての情報提供や取組の実態を知らせ、協力を仰ぐ）
- ・いじめ認知件数が0であった場合、全教職員で共有し、認知もれがないか確認する。
- ・いじめのことで悩んでいる場合に相談できる窓口を周知する。

（3）早期対応のための取組

①初期対応の取組

- ・情報の収集と記録、情報の共有、事実確認など、速やかな対応策の検討、実施
- ・いじめ対策保護者会の開催を通じた、保護者との情報共有
- ・いじめの認知後、被害・加害児童の保護者と面談を行う際は、「法令上のいじめ」と「社

会通念上のいじめ」の定義について共通理解を図り、学校の対応方針を丁寧に説明して不安の払拭に努める。

- ・犯罪行為として取り扱われるべき状況や、重大事態につながる恐れがあると認める時は、市教委並びに東村山警察署と連携して対処する。

②被害児童への取組

- ・担任、学年主任、養護教諭、ＳＣ等による、被害の子供・保護者に対する心的ケア
- ・「あなたを学校全体で守り通す」「いじめられる側は悪くない。」など学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。
- ・「いつから、何を、どのように」等の確認と詳細な記録をとり、事実確認を速やかに行う。

③加害児童への取組

- ・速やかに事実確認を行った後、加害児童がしてはならないことの明確化。
- ・加害児童の保護者への連絡を行い、保護者の責務について確認する。加害児童に対しては、単発的な指導にとどまらず、学校いじめ対策委員会が長期的な視点からの方針を定め、背景にある発達上の課題や家庭環境等に配慮した組織的・継続的な指導を行う。
- ・いじめが止まない場合、被害児童及び保護者が納得できるような謝罪の場を設定する。なおも止まない場合は、加害児童を被害児童から遠ざける方策を検討する。

④周囲の児童への取組

- ・周囲の子供・保護者に対する心的ケアと観察、継続的な指導
- ・「あなたを学校全体で守り通す」「いじめられる側は悪くない」など学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。
- ・「いつから、何を、どのように」等の確認と詳細な記録をとり、事実確認を速やかに行う。

⑤インターネットを使って行われるいじめへの対応

- ・情報モラル教室を毎年実施するとともに、インターネットによる誹謗中傷が確認された場合、書き込みを行った児童に対して速やかに指導を行う。

⑥その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・加害・被害両者の子供の保護者への連絡や必要に応じて話をする場を設定し、事実に基づく速やかな連絡や定期的な報告をするとともに、状況によって保護者同士の話し合いの場を設定する。
- ・地域人材を活用した、登下校の見守り
- ・犯罪行為として取り扱われるべき状況や、重大事態につながる恐れがあると認める時は、市教委並びに東村山警察署と連携して対処する。
- ・校長は、いじめが解消している状態が3か月程度継続していることを確認後、「学校いじめ対策委員会」を開き、子供の状況等を総合的に検討し、いじめの解消を判断する。

(4) 重大事態への対処

- ・いじめから欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い事案については、「重大事態につながり得る」事案として捉えて対応にあたる。
- ・東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相

談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

- ・被害の児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による該当児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。
- ・犯罪に該当するいじめ行為や被害児童の生命に関わる緊急事態に至った場合、「学校サポートチーム」を緊急招集し迅速に対応する。

4 校内における研修体制

- ・学校いじめ対策委員会により、年間3回以上「いじめの未然防止に関する研修」を行う。研修のうち、1回は「基本方針」の内容確認と「重大事故」の定義について実施する。また、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に関しても十分に周知徹底する。
- ・毎週木曜日の生活指導打ち合わせの時間を利用して、教職員間の報告・連絡・相談を密にとる。

5 いじめの新たな定義

平成30年度より、行為を受けた児童が苦痛を感じていなくても、人権意識を欠く行動があった場合には、いじめと認定する。

6 東村山市立秋津小学校 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・基本方針は定期的に見直しを行う。少なくとも年1回は見直しを行う。見直しに伴い、対応フローも修正を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」改定の際には、「学校サポートチーム」から意見を聞く。